

平成 30 年 6 月 1 日
水 道 局

積算基準を臨時改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定して
います。

このたび、下記の積算基準を臨時改定し、平成 30 年 6 月 1 日から適用しま
した。

- 1 配水管工事積算基準（開削編）
- 2 配水管工事積算基準（小管編）

1 から 2 までの積算基準は、次の場所で閲覧できます。

○都庁第一本庁舎 3 階 都民情報ルーム

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課（技術管理担当）

直通 （03）5320-6352